

情報公開・個人情報保護審議会

第2回 特定個人情報保護評価部会議事録

1 日 時：平成27年1月8日(木) 午後7時～午後8時45分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター2階 市政情報室

3 出席者：

(1) 部会委員

稲垣総一郎委員、多賀谷一照委員、藤谷護人委員

(2) オブザーバー委員

内山洋委員、中原秀治委員

(3) 事務局

久我政策法務課長、金森同課課長補佐、石川同課主査、大槻同課主任主事

(4) 実施機関

(市民サービス課)

山根市民サービス課長、田中同課係長、林同課主事

(税制課)

竹内税制課長、山根同課主査

(課税管理課)

前田課税管理課主査、吉野同課主査

(情報システム課)

吉田情報システム課主査、渡辺同課主任主事

(業務改革推進課)

中村業務改革推進課番号制度準備室長、金澤同課主査、豊田同課主任主事

4 議 事：

(1) 市民意見聴取の結果について

(2) 全項目評価書の第三者点検について

ア (旧) 住民記録オンラインシステム (住民基本台帳に関する事務)

イ 税務システム (個人市民税に関する事務、固定資産税・都市計画税に関する事務)

(3) その他

5 議事の概要：

(1) 市民意見聴取の結果について

平成26年11月19日から12月18日の期間に、市のホームページ等で実施した市民意見聴取の結果について、報告した。

(2) 全項目評価書の第三者点検について

実施機関から全項目評価書の修正事項等の説明を受けて、意見交換をした。保護評価部会から審議会(全体会)への報告書については、部会長と事務局とで作成する案を各部会委員に送付して確認する形で確定の上、2月6日の審議会(全体会)へ提出することとした。

(3) その他

議事録の確定方法について確認した。

6 会議経過：

(久我政策法務課長) 本日は、大変お忙しい中、また遅い時間にご出席いただきましてありがとうございます。それでは、多賀谷部会長さん、よろしく願いいたします。

(多賀谷部会長) ただいまから第2回特定個人情報保護評価部会を開催します。

本日は、部会委員3名、全員出席でございます。また、本日、内山委員と中原委員におかれましてはご希望がありましたので、オブザーバーとして出席していただいております。

◆議事(1) 市民意見聴取の結果について

(多賀谷部会長) それでは、議事(1)「市民意見聴取に係る結果について」を議題といたします。事務局から報告をお願いします。

【事務局説明】

(金森政策法務課課長補佐) 政策法務課の金森と申します。座って説明させていただきます。

まず、説明に先立ちまして、資料の確認をお願いいたします。本日の配布資料は、次の資料1から資料8までです。

- ① 資料1 市民意見聴取の結果について
- ② 資料2 第1回部会での意見に対する主な対応状況について
- ③ 資料3 特定個人情報保護評価書の作成の際に必要な中間サーバーに関する情報の提供について(平成26年8月8日総務省通知)
- ④ 資料4 全項目評価書の修正事項について
- ⑤ 資料5 再委託等の取扱いについて
- ⑥ 資料6-1 点検結果報告書(当初)
- ⑦ 資料6-2 点検結果報告書(最終)
- ⑧ 資料7 全項目評価書(3事務)
- ⑨ 資料8 今後のスケジュール

また、その他、関係資料集という形で、番号法や逐条解説なども加えさせていただきます。資料のほかに、前回の保護評価部会の議事録につきましても確定しておりますので、本日、机上配付させていただきました。

それでは、資料1「市民意見聴取の結果について」をご覧ください。

意見募集は、平成26年11月19日から12月18日まで、市のホームページ等により市民意見聴取を実施いたしました。2枚目以降に、市のホームページの画面を添付してございます。

ホームページでは、市民意見聴取ということで、単に保護評価書を掲載するのではなく、「マイナンバー制度とは」、「特定個人情報保護評価とは」という形でのアナウンスをした後に、「千葉市における第三者点検の実施方法」という欄がございます。そちらの方に、前回の部会でもご意見がありましたが、審議会(全体会)の議事録や、特定個人情報保護評価部会の議事録につきましても市民が見られるような形にしてあります。

市民意見聴取の結果といたしましては、意見の提出はありませんでした。また、前回の保護評価部会で評価書に関して部会委員の皆様から意見または質問があれば、この会議の前にいただくことになっていたかと思いますが、そちらにつきましても特に意見等の提出はございませんでした。

説明は、以上になります。

【意見交換等】

(多賀谷部会長) ただいまの報告について、何かご意見ございますか。

この市民意見聴取については、ある程度、技術的に詳しい方でなければ、実際はなかなか意見を出さないという側面があります。そういう意味で、今回意見はなかったのかもしれませんがね。

(藤谷委員) このような市民意見聴取というのは、千葉市では、今回のテーマに限らず、実施されているのですか。

(金森政策法務課課長補佐) 市民参加条例に基づきますパブリックコメント手続という形での規定がございまして、随時行っております。

(藤谷委員) 先ほど、多賀谷部会長が言われたように、今回のテーマは内容が膨大ですし、専門性も高いということで、他のテーマのパブリックコメントと比較して、意見が出てこなかったというのは、理解できるのですが、ところで、他のテーマのパブリックコメントでは、それなりに意見が出てくるものなののでしょうか。

(多賀谷部会長) おそらく、環境関係のパブリックコメントなどでは、市民からの意見は、たくさんあるでしょうね。

(金森政策法務課課長補佐) ごみ対策に関する基本計画など、かなり身近な問題などについては、たくさん意見がでてくると思われます。一方、例えば、条例の制定・改正案などについてもパブリックコメントをしますが、この場合は、技術的な問題もかなり含んできますので、意見はかなり減ってきて、0件という場合もあります。

(藤谷委員) 了解しました。

(多賀谷部会長) 他に、よろしいでしょうか。

(なし)

◆議事(2) 全項目評価書の第三者点検について

(多賀谷部会長) それでは、次に進みたいと思います。

議事(2)「全項目評価書の第三者点検について」を議題といたします。ご説明をお願いします。

【事務局説明】

(金森政策法務課課長補佐) それでは、資料2「第1回部会での意見に対する主な対応状況について」をご覧ください。

これは、前回の第1回評価部会におきまして委員の先生方から指摘のあった事項を、本日、机上に配付させていただきました議事録を参考に、9つの意見として取りまとめまして、それに対する保護評価書の方針などの市の対応について、記載したものでございます。

本日の説明は、私の方から、この指摘事項の概要につきまして、説明させていただいた後に、資料3以降の資料で、その詳細について各所管課から説明をさせていただきたいと思っております。

では、追って順に説明させていただきます。

まず、「項目1」の中間サーバーについてですが、第1回部会の中で概略はご説明させていただいたところですが、本日お配りした資料7「全項目評価書」の記載につきましては、その対応欄にございますとおり、国からの情報提供を受けた内容と同じ内容を記載したものでございます。

なお、中間サーバー調達等の考え方等につきましては、後ほど、資料3「特定個人情報

保護評価書の作成の際に必要な中間サーバーに関する情報の提供について（平成26年8月8日総務省通知）」に基づきまして、業務改革推進課の方から説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、「項目2」のセキュリティ上問題のある記載の削除、「項目3」の特定個人情報ファイルの取り扱いの記録の確認体制・方法、「項目4」の評価書における記号等の記載方法の見直し、「項目5」の評価書の記載方法の統一についてでございますが、こちらにつきましては必要な修正を行い、完成品といたしましては資料7「全項目評価書」に修正済みのものとして本日お配りしてございます。

具体的な修正事項につきましては、資料4「全項目評価書の修正事項について」に取りまとめてございます。この修正事項については、後ほど、評価書のそれぞれの所管課からご説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、「項目6」の評価書作成支援委託における当初の指摘事項の確認でございますが、部会の委員の皆様には既にお送りしてございますが、資料6-1「点検結果報告書（当初）」のとおりでございますので、ここにご報告をさせていただきます。

続きまして、「項目7」の評価書作成支援委託における未対応部分の確認、「項目8」の再委託先及び再委託先のセキュリティの確保につきましては、先ほどご説明いたしました「項目2～5」と同様、「対応済み」ということで記載させていただいておりますので、必要な修正を行い、資料7「全項目評価書」に反映させていただきます。また、具体的な修正事項につきましても、後ほど、評価書のそれぞれの所管課からご説明させていただきたいと考えております。

最後に、「項目9」の再委託先への罰則の適用につきましては、資料5「再委託等の取扱い」の中で、番号法と千葉県個人情報保護条例の適用の違いなどを資料としてまとめさせていただきました。こちらにつきましては、「項目1～8」の指摘事項と違いまして、その改善内容を単純に評価書に反映させるものではないということ、また、事務局といたしましても、個人情報保護担当部局として説明させていただきたいこともございますので、指摘事項に対する改善事項に係る審議とは別に説明させていただき、審議等してさせていただきたいと考えております。

私の方の説明は以上になります。

それでは、詳細については、所管課の方から順次、説明をさせていただきます。

【実施機関の説明】（中間サーバー）

（中村業務改革推進課番号制度準備室長） 番号制度準備室の中村でございます。よろしくお願いたします。私の方からは、中間サーバーの評価について説明させていただきたいと思っております。座って説明させていただきます。

資料3「特定個人情報保護評価書の作成の際に必要な中間サーバーに関する情報の提供について（平成26年8月8日総務省通知）」、資料3の別紙「特定個人情報保護評価指針の解説（抜粋）」をご覧ください。

資料3の別紙は、特定個人情報保護委員会が作成した指針の解説ですが、Q&Aという形で「Q第3の2-3」の所で、「地方公共団体は中間サーバーを用いて情報連携を行う予定ですが、これについてはどのように特定個人情報保護評価を行うのでしょうか」という質問があります。

これに対する回答として、A（回答）の2段落目の所ですが、「また、特定個人情報保護評価の対象は、システムやサーバーそのものではなく、それらを用いて特定個人情報ファイルを取り扱う事務です。このため、システムやサーバー単独で評価するのではなく、

事務ごとに作成する特定個人情報保護評価書の中において、主に特定個人情報の提供等の方法として、地方公共団体における中間サーバーについての評価を記載することになります」と記載されております。

第1回部会においてご質問いただきました、「サーバーを単体として独自に評価する必要があるのではないか」という部分でございますが、この部分は単独の評価ということではなく、事務ごとの評価書の中でそれぞれ評価をするということでございます。

A（回答）の3段落目でございますが、「地方公共団体における中間サーバーのソフトウェアは、総務省が一括開発しますので、特定個人情報保護評価書の当該ソフトウェアに関する記載については、総務省が、特定個人情報保護委員会の了承を得た上で地方公共団体に対し提供した「特定個人情報保護評価書の作成の際に必要な中間サーバーに関する情報の提供について（平成26年8月8日）」により、特定個人情報保護評価書の作成に必要な情報を提供しています。さらに、総務省は、住民等の意見聴取及び第三者点検においても、必要に応じて地方公共団体に協力することとしています。」と記載されております。

これが、資料3の平成26年8月8日付の総務省からの通知文で、これをもとに評価書の作成に必要な情報の提供を受けて記載をしていくということでございます。

A（回答）の4段落目についてですが、ハードウェアについて記載されております。こちらの方は、「中間サーバー・プラットフォーム」ということで、地方公共団体が活用する場合において、千葉市の場合はこちらのプラットフォームを活用するという形でこれに該当しますが、こちらの方も評価書の該当プラットフォームに関する記載については、総務省が、特定個人情報保護委員会の了承を得た上で必要な情報を地方公共団体に提供して、地方公共団体はそれに基づいて評価書を記載するという形になってございます。

それで、資料3ですが、平成26年8月8日付で、総務省の方から各都道府県、指定都市の番号制度担当部長宛てに出ている通知文でございます。こちらの方で、先ほどと少し重複する部分がありますが、この通知文の鑑文の中で、「個人情報の取り扱いは事務ごとに作成する特定個人情報保護評価書において、中間サーバーに関する特定個人情報保護評価を実施することになります」と記載されております。

また、中段で、「地方公共団体の機関における中間サーバー・ソフトウェアは、総務省が一括開発し、中間サーバー・プラットフォームは、地方公共団体情報システム機構が整備することから、評価書の作成の際に必要な中間サーバー・ソフトウェア及び中間サーバー・プラットフォームに関する情報等について、下記のとおり情報提供します」と記載されております。

その下の段落でございますが、各地方公共団体におかれては、評価は特定個人情報ファイルを取り扱う地方公共団体の機関が自ら実施するという番号法等の趣旨を踏まえ、この国から提供された情報を参考に、所掌の事務によって適切に評価を実施するという形になってございます。

1枚めくっていただきますと、こちらの方は、特定個人情報保護委員会から総務省あて平成26年8月5日付けの文書で「地方公共団体における中間サーバーに係る特定個人情報保護評価の実施に対する協力を目的とした記載要領の提供に係る了承について」というものです。

さらに、もう1枚めくっていただきますと、特定個人情報保護委員会からの了承のもとになった、総務省から委員会あて平成26年8月4日付けの文書で、総務省が各地方公共団体あてに行う情報提供の内容について了承をとるために出した文書でございます。

1枚めくっていただきまして、地方公共団体へ提供された内容ですが、「中間サーバーに関する特定個人情報保護評価の実施に当たって」という形のものでございます。その中

で、まず1ページ目の「1 はじめに」の中の3段落目の所で、『一方、特定個人情報保護評価指針第3の2において、「特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者以外に特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合は、その者は、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう協力する」とされており、それを受け、「特定個人情報保護評価指針の解説」において、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者以外に、システムやアプリケーションの設計・開発等の調達を実施する者が存在するなど、特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合については、特定個人情報ファイルの保有者では変更することのできないシステムやアプリケーションの仕様などに関わる部分について、システムやアプリケーションの設計・開発等を行った者が、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう情報提供に協力することとされている。』という形で書かれております。

今回、この中間サーバーにつきましては、ソフトウェアの方は総務省、ハードウェアの方は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が整備するという形であり、そのため総務省から地方公共団体へ必要な情報が提供されています。

3ページ目でございますが、「3 特定個人情報保護評価計画管理書及び特定個人情報評価書に関して」の中の「（1）記載が必要となる箇所」で、総務省の方からSW（ソフトウェアの部分）、PF（プラットフォーム、ハードウェアの部分）、それぞれの評価書の該当項目で記載が必要と考えられるものが示されてございます。

4ページ目の「（2）個別留意事項」でございますが、「全項目評価書記載事項のうち、「中間サーバー・ソフトウェア」及び「中間サーバー・プラットフォーム」において対策を行っている事項については、記載例を示しているのので、参考とされたい。なお、記載例を示している箇所であっても、特定個人情報保護評価の趣旨に鑑み、各地方公共団体での運用における対策は別途記載が必要となる」と記載されており、記載例を示しまして、それを参考に評価をする形になっています。

5ページ目の「（イ）特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」における留意事項以降が記載にあたっての留意事項であり、今回の住民基本台帳と税につきましては、中間サーバーの記載についてはこちらの留意事項及び別紙の記載例を参考に、今回、評価書を作成したところでございます。

説明は以上でございます。

【実施機関の説明】

「ア（旧）住民記録オンラインシステム（住民基本台帳に関する事務）」

（山根市民サービス課長） それでは、市民サービス課の山根でございます。こちらからは、住民基本台帳に関する事務についての全項目評価書の修正部分につきまして、担当からご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

（田中市民サービス課係長） 市民サービス課の田中です。座って説明させていただきます。

私の方から、資料4「全項目評価書の修正事項について」と、資料7「全項目評価書（住民基本台帳に関する事務）」を使用して説明させていただきます。

初めに、一覧表の1ページの「項目1」でございますが、これは評価書1ページ特記事項に記載している内容は、他の事務でも行われていることから記述を削除しました。なお、特記事項に記載しておりました外部業者からの誓約書の提出等については、評価書の41ページ、51ページ及び61ページに同様の記載がございます。

続きまして、「項目2」でございますが、これは評価書5ページのシステム3、業務共

通システムに関する記載内容を、税の評価書と統一する修正を行ったものでございます。

次に、「項目3」ですが、こちらは、評価書中の注釈で使用している「※」印は記載内容変更後に市民意見聴取が必要となる項目を表す印と混同するおそれがあるということから、「(注)」という表記に変更いたしました。

次に、「項目4」でございますが、評価書40ページにございますリスク2「権限のない者によって不正に使用されるリスク」につきまして、特定個人情報の使用の記録を残すというところだけではなく、その確認体制や方法についても記載すべきとのご指摘を受けまして、「システム利用管理者が上記履歴を取得し、一定時間ログインを継続していた者について定期的に所属内利用管理者に通知し、不正な利用の牽制を行っている」との記載に修正しました。

なお、記載中の「システム利用管理者」についてでございますが、こちらは市民サービス課長、もしくは市民サービス課長が指定した者のことございまして、所属内利用管理者へのIDの付与ですとか権限の設定を行います。また、所属内利用管理者とは、システムを利用する各所属の長、もしくは当該所属長が指名した者のこと、所属内利用者のIDの付与ですとか権限設定などを行います。

次に、一覧の2ページの「項目5」でございますが、評価書40ページにございますリスク3「従業者が事務外で使用するリスク」に対する措置の内容についても、「項目4」と同様に、特定個人情報の使用の記録の確認体制・方法の記載を追加しております。

次に、「項目6」ですが、一覧の項目欄に網掛けをしてございますが、こちらは市民意見聴取の実施後に内部で確認を行った結果、評価書の修正を行ったことをあらわしております。これは、評価書41ページの「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」に関しまして、再委託先におけますセキュリティ体制の確認方法といたしまして、市がチェックリストを用いてそれに基づき確認している旨の記載を追加したものです。

次に、「項目7」でございますが、評価書42ページにございます「特定個人情報の提供・移転に関するルール」につきまして、提供に関するルールの記載がないことから、評価書作成支援業務委託に係る報告書(評価書点検)での指摘事項となっておりますので、中ほどの2つ目に記載を追加したものです。特定個人情報の外部への提供に当たりましては、番号法第19条各号で定められた提供先及び事項に該当するかどうかを確認の上、市の決裁規定等に基づき提供の可否について適切に判断いたします。この記載につきましては、評価書点検の受託業者にも確認していただきまして、問題ないとの回答を得ております。

次に、一覧の「項目8、9及び11」でございますが、特定個人情報の移転に関するルールについて記述が二つに分かれていたものを一つにまとめたものでございます。

次に、「項目10」でございますが、こちらは評価書の42ページの「不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」に対しまして、提供に関する措置とリスクの防止策について記述の追加を行ったものです。

最後に、「項目12」でございますが、評価書42ページの「誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク」に対しまして、提供に関する措置について記述の追加を行ったものです。

説明は、以上でございます。

【実施機関の説明】

「イ 税務システム(①個人市民税に関する事務)」

(前田課税管理課主査) 課税管理課の前田です。よろしくお願いたします。

税事務の評価書には「個人市民税に関するもの」と「固定資産税・都市計画税に関する

もの」がございますが、まず、「個人市民税に関する事務」から、前回の保護評価後に修正いたしました点について、資料4「全項目評価書の修正事項について」と、資料7「全項目評価書」と参照しながら、説明させていただきます。

一覧表の「項目1～4」については、他の評価書と表記上の統一を図ったものです。まず、評価書の表紙でございますが、住民基本台帳に関する事務の評価書に合わせ、名称に「千葉市」と加え、「千葉市 個人市民税に関する事務 全項目評価書」とさせていただきます。

次に、各システムの説明の部分についてでございますが、評価書の4ページ目をご覧ください。「システム1 税務システム」の機能の説明にあたり、「～機能・関連」との表記を、「固定資産税・都市計画税の評価書」に合わせ、「～機能」といたしました。

次に、7ページ目の「システム9 業務共通システム」は住民基本台帳事務と共通であるため、それに合わせて、「データ連携機能」を、「団体内統合宛名番号付番機能」と「データ連携機能」に分けて記載いたしました。

また、8ページ目の「システム11 住民基本台帳ネットワークシステム」の所も、住基事務に合わせ、「本人確認情報検索」の端末の名称について、「代表端末又は業務端末」を「統合端末」に改めました。

次に、「項目5」ですが、前回の保護評価部会において、評価書の9ページ目の「個人番号の利用」・「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」や、62ページ目の「特定個人情報の保管・消去」の所で、記載内容についての注釈を表す「※」と「評価書の記載内容を変更する場合はパブコメが必要な事項を表す「※」が同じで、混同するとのご指摘をいただきましたので、単なる記載内容についての注釈については、「(注)」に表記を改めさせていただきます。

次に、「項目6～10」の情報の移転先についてですが、税情報を庁内他部署において利用する事務については、「事務の主体」が千葉市長であり、その事務に「地方税関係情報」が利用されることを内閣府の情報に基づき確認しているのですが、この事務については、逐一、新たな情報が公表されておりました、前回部会の後に公表された情報の中に、新たに追加された項目がありましたのと、他部署への再調査で、他にも「地方税関係情報」を利用している事務が判明しましたので、全部で3つ追加させていただきました。

それが、評価書の54ページ目の「移転先1 里親の認定等の事務」と、59ページ目の「移転先11 特別児童扶養手当の支給に関する事務」、また、62ページの「移転先17 子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務」でございます。

これにともない、評価書中の「移転先」の番号と、以降のページに「ずれ」が生じてしまいました。お詫びいたします。

次に、「項目11」についてですが、評価書の64ページから67ページに記載しております「特定個人情報ファイル項目」については、前のご提出した評価書の体裁で公表すると、「税務システムのデータの構成そのものを公開することとなって、情報セキュリティリスクを増大させることになる」とのご指摘をいただきましたので、「文字項目」や「数字項目」を示す記号については削除いたしました。

その結果、項目名が重複するものは統合し、また、各項目の配列もシャッフルして表示いたしました。

なお、表示の仕方を修正した評価書により、市民意見募集を行いました。

次に、「項目12～15・17」については、前回の保護評価部会において、「情報セキュリティの観点から、ログの記録を取得するだけでは十分でなく、その記録の確認体制や方法こそが重要なのであるから、その点を記載すべき」とのご指摘をいただきましたので、「操作ログを取得して記録を確認することがセキュリティの保全に寄与している旨」、

を記載いたしました。

具体的には、評価書の70ページから72ページ目の「権限のない者によって不正に使用されるリスク」にかかる「特定個人情報の使用の記録」や、「従業員が事務外で使用するリスク」及び「情報が不正に複製されるリスク」に対する「措置の内容」、または、評価書の76ページ目の下段部分の「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」の各項目において、「特に一定時間ログオンを継続した者については、定期的に所属課等に通知し、利用目的を報告させることにより、業務外や目的外・不正な利用の抑止・牽制を行っている」旨を記載いたしました。

次に、「項目16」についてですが、「再委託先におけるセキュリティ体制をどのように確認しているのか」と、ご質問・ご指摘をいただいたところでございます。

これにつきましては、評価書の72ページの下から4項目目の「再委託先による個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」の項目になりますが、本市では「外部委託時のチェックリスト」を作成しておりまして、「セキュリティレベルの低下を懸念して、原則として再委託は行わず」、「再委託を行う場合も、委託先と同様に、情報セキュリティポリシーが定められていること」、「出入者の管理等の物理的セキュリティ対策の規定の有無」、「事故対応」や、「システムの運用管理・アクセス制限等が確実に実施されていること」をチェックして、確認を行っているところでございます。

説明は、以上でございます。

「イ 税務システム（②固定資産税・都市計画税に関する事務）」

（前田課税管理課主査） 続きまして、「固定資産税・都市計画税に関する事務」について、説明させていただきます。

ただ、修正点につきましては、個人市民税の評価書と多くの部分が共通しておりますので、「個人市民税」と比較して、異なる部分について、ご説明いたします。

異なる部分ですが、個人市民税に関する事務にあった「項目2」については、「個人市民税の評価書」の記載を「固定資産税・都市計画税の評価書」の記載に合わせたことから、「固定資産税・都市計画税」にはこの修正がございません。

また、個人市民税に関する事務でありました、番号法に基づく「庁内における情報の移転」についても、「固定資産税・都市計画税」の事務においては主務省令で定められたものがないことから、「個人市民税の全項目評価書の修正事項」の「項目6～10」に該当する内容は、「固定資産税・都市計画税」にはないものであります。

次に、「固定資産税・都市計画税」は、情報提供ネットワークシステムへの接続がないため、個人市民税に関する事務の「項目17」がないものであります。

「固定資産税・都市計画税の評価書」について、「個人市民税の評価書」の「修正事項」と異なる点についての説明は、以上でございます。

「固定資産税・都市計画税の全項目評価書の修正事項」のその他の項目は、「個人市民税の全項目評価書の修正事項」と共通であります。

説明は、以上でございます。

【意見交換等】

（多賀谷部会長） 再委託の罰則規定については、後ほど事務局から説明があるとのことなので、まずは、評価書の修正事項等、中間サーバーの件について議論をしたいと思えます。何か質問、意見等、ありますか。

(藤谷委員) 資料3「特定個人情報保護評価書の作成の際に必要な中間サーバーに関する情報の提供について(平成26年8月8日総務省通知)」を見ますと、中間サーバーの部分については、国が評価書の記載例を示しているのですが、千葉市においては、国の記載例に沿って評価書を作成したのか、あるいは、国の記載例をベースに千葉市の固有の状況を加味して評価書を作成したのか、どちらでしょうか。

(中村業務改革推進課番号制度準備室長) 基本的には、国の記載例に基づいて作成しております。

(藤谷委員) それは、「住民基本台帳に関する事務」だけでなく、「個人市民税に関する事務」や「固定資産税・都市計画税に関する事務」も同じでしょうか。

(中村業務改革推進課番号制度準備室長) はい。

(藤谷委員) 国から提供された記載例に沿って、そのまま書きなさいというのは、ある意味では最初から答えが用意してあって、各地方公共団体が第三者点検を受けるとしても、もちろん、国は、第三者点検においても、必要に応じて地方公共団体に協力する旨を示しているのですが、ある意味ではとても親切ではありますが、総務省が、中間サーバーについて特定個人情報保護委員会に諮って了承されているのですが、果たして、特定個人情報保護委員会で、きちんと議論されたと受け止めて良いのでしょうか。

(多賀谷部会長) この記載例の内容で、評価というのはいかがかと思えます。

(藤谷委員) 私も、少々、そのような懸念があります。したがって、国の記載例に沿って保護評価書を記載するのであれば、この記載例が、どのような点検をした結果、このような記載例に至ったかという、このバックデータを、ある程度、国に示していただかないと。国は、きちんとリスク対策を取っていると言ったとしても、その根拠が示されない状況で、果たして、本当にリスク対策を取っていると判断できるのでしょうか。

また、具体的な中身について見ますと、国の記載例の2ページ目の「II 特定個人情報ファイルの概要」の「6 特定個人情報の保管・消去」の「③ 消去方法」の所ですが、ここには、中間サーバー・プラットフォームにおける措置について記載されておりまして、読み上げますと「①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。」となっております。

この記載の中で、「通常、・・・」と書いてありますが、そうすると、では、「例外的」にはどうなのですかと、何か例外的にやる場合はないのですかということになります。おそらく、その例外の一つの場合として、読み上げますと、「②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊とか専用ソフト等を利用して完全に消去する。」と書いてあるのですが、実際は、ディスク交換やハード更改等だけではなく、運用上、業者が、直接、消去するというか、消去するつもりはなくても消去につながるような作業をすることがあり得るわけですよ。やはりプラットフォームですから、ハードウェアですから、故障して何らかの保守をする場合が当然あります。プログラムが運用されている状態で、プログラムを操作するだけであれば、消去には至らないのですが、例えば、そのプログラムが壊れたので、直接そのハードウェアにアクセスをして何らかの作業をしなければならない場合は、当然、保守・運営上、消去に至る可能性が十分あるのですよ。それが、まさに通常ではない、例外的な場合になります。「通常」としか書いていないから、このような例外的なリスク対策について、きちんと分析しているのですかと。

もし、市民の方が、この保護評価書を読む時間が十分あって読んだ場合に、「通常」と書いてあれば、例外的な場合はどうなんですか、と聞きたくなるであろうし、例外的な場合のリスクがどの程度なのかということを含め、リスク分析をきちんとやるのがリスクマ

ネジメントの基本でありますので、その点が不十分というになります。つまり、①の部分の「通常」と記載されていることをもって、よしとするのはいかがなものかなど。

それから、②の所で、例えば、「物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。」とありますが、これは、本当に消去されるかどうかの問題なのです。通常、委託の際には、データを完全に消去する旨は契約書に記載しています。ところが、発注者は完全に消去されたと認識していたところ、受託業者が全然、完全に消去していなくて、それが後々、情報漏えいにつながった、という事例はよくあることなのです。

したがって、「完全に消去する」と書いてあるから安全であると判断するのは不十分であって、むしろ、消去したことの証明書はその受託業者からもらうのは、最低限の基本であります。完全に消去しなさい、という義務を契約上課しただけで、それで完全に消去されます、と判断するなんて、これではリスクマネジメントとは言えません。

他にも、記載例の3ページ目の「Ⅲ 特定個人情報の取扱いのプロセスにおけるリスク対策」の「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」の所ですが、中間サーバー・ソフトウェアにおける措置の記載ですが、読み上げますと、①の所で、「つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。」と書いてあるのですが、それでは、単純にいうと成り済ましが行われた場合は、そのまま、情報が出て行ってしまいます。

それでは、成り済ましが起こらないような対策をどう講じているのですか、と聞ききたくなりますよ。つまり、そこまで評価書に記載しなさいということではありませんが、少なくとも、このように成り済ましが起こらないような分析をしていて、それに対して、このような対策が取られていますということ、国からきちんと提供してもらわないといけないのではないのでしょうか。

したがって、これは部会の一員として部会長にご提案なのですが、特定個人情報保護評価指針では、国は、第三者点検において、必要に応じて地方公共団体に協力することとなっているのですから、そこまでやる必要があるのかという考えもあるのですが、国に聞いてみても良いのではないのでしょうか。

端的に言いますと、リスク分析が足りないと思います。リスク対策をきちんとやっています、と書かれてあるのですが、リスク対策をやっていますというには、このようなリスクがあるから、このようなリスク分析をやって、そのリスクに対して、こういう対策を行っています、と書かないと、本当に、リスク対策をやっていることになりません。

もしかしたら、リスク分析は行っているのですが文字数の関係でこの程度の記載に留めているのかもしれませんが、リスクの分析を行えば通常考えられる、先ほどの成り済ましに対して、どう対応するかということは問題になってくると思います。

さらに、これは、前回の第1回保護評価部会で指摘し、今回、対応していただいているのですが、中間サーバー・ソフトウェアにおける措置の記載で、②の所を読み上げますと、「②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を防止する仕組みになっている」と書かれていますが、アクセスログをとっているだけで良いかということです。これは、ベネッセの個人情報漏えい事件で明らかになったはずです。この中間サーバーに関する総務省の通知は8月8日付けであって、ベネッセの事件が露見したのが去年の7月の下旬ですから、時間の関係で、ベネッセの事件の教訓が十分反映されないまま、通知がなされてしまったのかもしれませんが。

しかし、ベネッセの事件の漏えい件数は、皆さんご存じですか。去年の9月段階でのベネッセの発表によると、約4,858万人になっているのですよ。つまり、全国民の半数

近くの個人情報漏えいしたことになります。このことを考えただけでも、単に、アクセスログの記録をとっているだけ十分であると判断することはできないというは明白ではないでしょうか。国の記載例を見る限り、とてもベネッセの事件の教訓が反映されているとは思えません。ベネッセの事件ではアクセスログを幾らとっていても、漏えい事件は起こったのですが、これに対して、中間サーバーでは、どのような対応をとられる仕組みになっているのですかと、千葉市として、この総務省に意見を言ってもよいのではないのでしょうか。

(多賀谷部会長) このような話を総務省は、受け入れますかね。

(藤谷委員) そうですね。

(多賀谷部会長) 他に、気になった点があるのですが、技術的なことから言うと、総務省が一括開発した「中間サーバー・ソフトウェア」や、地方公共団体情報システム機構が整備した「中間サーバー・プラットフォーム」について、各地方公共団体は、必ずしも使用が義務づけられていないわけですよ。つまり、利用しても良いというだけです。私は、千葉市は当然、自分で中間サーバーを設置するものだと思っていたのですが、なぜ、そうしないのですか。

要するに、中間サーバー・プラットフォームというのは、私の理解では、小さな市町村が自分で中間サーバーを設置するのは難しいから、その地方公共団体情報システム機構が共同処理として、そこで全部やってあげますというものであると思っていました。

そうすると、都道府県であるとか、政令市では、当然、自分で中間サーバーを設置するものだと思っていました。

この地方公共団体情報システム機構の前身は、LASDEC（財団法人地方自治情報センター）ですよ。ということは、千葉市が情報提供ネットワークシステムを使って情報を中間サーバーに出すときには、その千葉市の特定個人情報がLGWAN（総合行政ネットワーク）を使って、都内に設置されたサーバーに、その都度、送信されるわけですよ。LGWANを使うのでは基本的には問題ないとは思いますが、一方で、そうは言っても、大丈夫かなという気もします。

それから、中間サーバー・プラットフォームというのはサーバーで、基本的にクラウドなわけですよ。クラウドでこの地方公共団体情報システム機構が大きなサーバーを作って、そのサーバーを市町村ごとに切り分けして、これは、A市のサーバー、これはB市の部分という感じです。しかし、その気になれば、その地方公共団体情報システム機構は、一応、全部扱うことができるわけですので、全部の市町村のデータをコピーして、まさに一つのデータベースを作成することは理論上可能なわけです。そのようなことはされない対策について、十分に記載されていないと言いますか、これは、国を信じなさいというような感じがします。

しかも、国の通知の中にある「中間サーバーに関する特定個人情報保護評価の実施にあたって」の6ページ目の所ですが、読み上げますと、「※ 本書では、中間サーバー・プラットフォームにおいても、特定個人情報ファイルは、各地方公共団体が自ら管理することとしていることから、特定個人情報ファイルの取扱いの委託と取り扱っていない。」とありますが、つまり、この場合には地方公共団体情報システム機構に対する委託として扱っていないと、受託者ではない、責任は全部それぞれの地方公共団体を取りなさいと書いてあるんですね。しかし、実際に取扱うのは地方公共団体情報システム機構なんですよ。

その場合、やはり、気になるのは、基本的にクラウドですから、これクラウドというのは、基本的にはリスクがあると言いますか、實際上どこにそのデータがあるかが分からないわけですよ。そして、その場合に、クラウドのサーバーにデータを集める際は、当然、暗号化して送信すると思うのですが、国の記載例では、その点について記載がないんです

ね。

もちろん、技術的部分については、それ自体を保護評価書に記載すること自体がセキュリティに関わるので、省略しているという可能性は十分あるとは思いますが。

クラウドとは、一つの巨大なサーバーということではなく、複数のサーバーに分割して保存しているわけですよ。その場合に、どこかのサーバーが壊れた場合に、千葉市のデータがそこから漏えいすることがないようにしなければならないのですが、果たして、その対策はできているのかどうかということです。

これらのことから考えると、国の記載例では、判断が難しいんですよ。ただ、そこまで言うわけにはいかないと思うのですが。

(藤谷委員) 国の通知の中にある「中間サーバーに関する特定個人情報保護評価の実施にあたって」の9ページ目の所ですが、読み上げますと、「評価対象の事務において中間サーバー・プラットフォームを活用する場合は、中間サーバー・プラットフォームに関する記載が必要になる」書かれています。この「活用」とは、法的位置づけは、どのように理解したら良いのですか。地方公共団体情報システム機構への委託契約ではないのですか。

(多賀谷部会長) 他の地方公共団体もすべて、このプラットフォームを利用するのですか。東京都も利用するのですか。

(中村業務改革推進課番号制度準備室長) 基本的には、平成26年1月16日付で、総務省の方から各都道府県・指定都市宛てに、この中間サーバーの整備について通知という形が出ています。先ほど言いました、ソフトウェアは総務省が一括開発するという形で、ハードウェアの整備に当たっては、各地方公共団体の経費節減、あと、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図ることが適当と考えているということで、中間サーバーの拠点を全国2か所（東日本と西日本の2か所）の設置をこれ以後にするという形で、基本的にはその整備費については補助金が出るという形となっています。

(多賀谷部会長) 要するに、国が補助金を交付するので参加した方が良いですよ、ということで、千葉市もそのとおり参加したということですね。でも、中間サーバーには原本のデータが蓄積されるわけではなく、この情報提供ネットワークシステムを使った場合にその副本として中間サーバーに暫時、特定個人情報が蓄積されるわけですよ。

しかし、それは、中間サーバーにデータが残り続けていては問題なので、千葉市の方でその副本のデータをその用途が終わったら速やかに消去するというシステムに本当はなっていると思います。その意味において、消去するのは千葉市というふう書いてある。

しかしながら、最終的に、地方公共団体情報システム機構自体が消去することもあり得るわけで、それは、小さい町村の中には、副本を消去しないで保存し続ける都市もあるのかもしれないけど。地方公共団体情報システム機構によるサーバー・プラットフォームの管理について、全部任せなさいというふう書いてあって、違和感を抱きますが。

(藤谷委員) 国がとというか、地方公共団体情報システム機構がやることだから信用しなさいと言っている話なんですよ。

(多賀谷部会長) 要は、小さな町村ではやむを得ないと思います。私は東京都とか千葉市であれば、自前で中間サーバーを設置するのだと思っていたのですが。

(藤谷委員) 法的な問題として、補足しますが、クラウドとは、もともと業務委託ではないんですよ。なぜかという、クラウドになると業務を委託するのではなく、クラウドサービスというサービスを利用するだけなので、もともと、契約形態として、業務委託契約は成立しないんですよ。したがって、単に、地方公共団体がサービスを使って自分がやっているという取扱いになります。

そう考えると、委託先、再委託先には罰則が及ぶということですが、クラウドには、は罰則が及ばないんです。

(多賀谷部会長) かつて、レンタルサーバー事業を手掛ける事業者がデータを間違えて消去してしまった事件がありましたが、仮に、これと同じようなことが起こったとしても、責任は問われないということになりますね。要するに、これはもう副本のデータであるから消去されても構わないのですが、クラウドの際、技術者が間違えて更新のときに、すべてのデータを消去してしまうことだって、十分あり得ますよね。

(藤谷委員) そうですね。

(多賀谷部会長) かつて、多額の損害を企業が被った事件がありましたが、果たして、クラウドで大丈夫かなという気が多少はしますよね。

(藤谷委員) 国の記載例は示されていますが、不十分な点が見受けられる。あるいは、ベネッセの事件の教訓を反映していないと思われる点がある。したがって、リスク対策がなされているというのであれば、どういうリスクがあるかを分析して、それに対してどういう対応がなされているから、大丈夫であるとお示しいただきたい。

(多賀谷部会長) 評価し得るような情報をお示しいただきたい、ということですね。

(藤谷委員) そうですね。

それと、もう一つはベネッセの事件を反映した内容にしていっていただきたい。という意見を出して、まさに協力をさせていただくことがやはり必要だと思います。

(多賀谷部会長) 次に、前回の第1回保護評価部会で指摘がありました、再委託先に関する罰則の適用について、事務局から説明をお願いします。

【事務局の説明】（再委託等の取扱い）

(久我政策法務課長) 政策法務課長の久我です。座って説明をさせていただきます。

先ほど、資料2「第1回部会での意見に対する主な対応状況について」でご説明させていただきましたとおり、前回の保護評価部会におきまして、ご意見ということで、現行の千葉県個人情報保護条例では、委託先には罰則が及ぶけれども再委託先には及ばないことについて、改善が必要ではないかというご意見をいただきました。この件につきまして、事務局におきまして確認、検討等をいたしました結果についてご説明をさせていただきますと思います。

資料5「再委託等の取扱いについて」をご覧ください。「1 番号法と個人情報保護条例における再委託の取り扱い」の所ですが、番号法と千葉県個人情報保護条例の再委託等に係る規定について、改めて確認をいたしまして比較した表にしております。左側が番号法、右側が個人情報保護条例の規定等になっております。

番号法第10条に「再委託」の規定がございます。第1項で、個人番号を利用する事務を行う事務の委託を受けた者は、委託をした者、市の場合は市になりますが、その許諾を受けた場合に限り再委託をすることができるという規定がございます。第2項では、再委託を受けた者は、委託を受けた者と同様に個人番号を利用することができるということで規定をしております。

番号法11条に「委託先の監督」の規定がございます。委託をする者は、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないということで規定がされております。

逐条解説によりますと、下線を引いてございますが、再委託以降の全ての段階における委託についても同様ということで、再委託、再々委託以降についても同様の取り扱いをす

るということを書いてございます。

委託につきましては、番号法ではそもそも業務を委託することが前提のようなつくりになっておりまして、逐条解説を添付しましたが、ページで言いますと、全体の6ページ目、逐条の4ページ目になりますが、「個人番号利用事務実施者」ですとか「個人番号関係事務実施者」の方として、市等と同様に、委託を受けた者が規定されております。

一方、個人情報保護条例第12条に「委託に伴う措置」の規定がございます。委託は認めておりますが、再委託につきましては条例には規定はございません。その部分につきましては、下の枠が逐条解説になっておりまして、その真ん中あたりに「個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準」というのが載っております、下線が引いてありますが、「原則として再委託は認めない。ただし再委託をすることが合理的と認められる場合は、あらかじめ市の承諾を得ることを条件に再委託を認める」としておりまして、最後でございますが、「再々委託は認めない」というような取り扱いをしております。

したがって、番号法では何段階でも再委託が可能という形で規定をしているのに比較しまして、市の個人情報保護条例では再委託は認めない、認めたとしても市の承諾を得て再委託まで、再々委託は認めないというふうなつくりになっております。

1枚めくっていただきまして、2ページ目です。「2 地方公務員法と個人情報保護条例と番号法の比較について」の所ですが、こちらが、地方公務員法、それと市の個人情報保護条例、それと番号法の罰則規定の比較をしております。一番左が地方公務員法、真ん中が市の個人情報保護条例、そして右側が番号法になっております。

まず、地方公務員法ですが、職員の守秘義務と違反に対する罰則が規定されております。真ん中の個人情報保護条例ですが、個人情報保護条例では職員に加え受託者（委託業者）につきまして、一番上の枠ですが、「正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供した場合」ということで罰則が規定されております。また、2つ目の枠ですが、「業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を事故もしくは第三者の個人的な利益を図る目的で、提供または盗用した場合」につきましても罰則が規定されております。

一番下ですが、職員の部分で、職員が職権を濫用して職務の用以外の目的で個人の秘密に属する事項が記録された原書等を収集した場合が規定されておりました、いずれも地方公務員法よりも刑は加重されたような形で規定がされております。

なお、この条例ですが、行政機関の個人情報保護法と同内容の規定となっております。

一番右の番号法ですが、個人情報保護条例と同様の行為につきまして、職員と受託者（委託業者）に加え、派遣労働者、また、2段階以上の受託者（再委託業者以上）についても罰則が適用されることとなっております、条例に比べてこれもさらに刑が重くなっている形になっております。

今見ていただきましたように、委員からご指摘のありました再委託業者への罰則適用、抑止力ということにつきましては、特定個人情報のファイルですとか個人番号の提供に関していえば、この番号法の規定により対応されるということになっておりますが、委員ご指摘のとおり、条例の部分、特定個人情報ファイルや個人番号以外の個人情報の取扱いにつきましても、条例で、「市の承諾を得れば再委託を認める」ということになっておりますので、そこからすれば、やはり再委託した場合の再委託業者にも罰則を及ぼすように改正することについて、またベネッセの事件などを踏まえまして派遣労働者への罰則適用も含め、検討が必要ということで、市としても考えております。

なお、他政令市の条例を確認いたしましたところ、再委託業者又は派遣労働者に罰則を適用する規定がある都市が、（それぞれ片方だけの都市もありますが、）6市ほどありますので、こちらの各市の規定の仕方も参考にしていきたいと思っております。

つきましては、今回部会で、また2月の審議会（全体会）の方で、条例改正の意見をいただきましたら、ご意見を契機にという形で、条例の改正ができるように検討、準備をしていきたいと思っております。番号法の関係で個人情報保護条例の改正が予定されております。そちらは、市議会の6月の議会に提案する予定で考えておりまして、また審議会（全体会）の方にも諮らせていただきますが、それとあわせてできるような準備はしていきたいと思っております。

罰則の適用につきましては以上のおりでございます。よろしく申し上げます。

【意見交換等】

（多賀谷部会長） ただいまの説明について、質問・意見はございますか。

（藤谷委員） 事務局の方で、よく調査をしていただいて、適切な状況把握と、さらに今後のことを千葉市としての対応についても意見表明していただきまして、大変良いことだと思います。

ただ、先ほどの議論の中で部会長からも、これ中間サーバー・プラットフォームはクラウドではないかという話がありましたが、先ほどの中間サーバー・プラットフォームの契約形態とかどうなっているんですかと、結局、法的にそもそも、クラウドのサービスを提供する業者と千葉市はどのような関係にあるのですか、と問い合わせることが必要だと思うんですよ。

ただ、実際は、それは委託契約ではなく、クラウドサービスの利用契約に過ぎないので、そもそも利用契約書がない中で利用してくださいみたいなニュアンスがあること自体、法に基づく行政を総務省がやっているのかという懸念がありますので、まずはそこを聞いていただいて、でもクラウドであることがはっきりしたら、クラウドについてはこの委託・再委託の罰則は働かないんですよ。

そうすると、私としては一つの提案ですが、クラウドサービスの提供業者と千葉市との利用契約関係は、結局、委託契約関係と同様とみなすという規定を千葉市個人情報保護条例に設ければ、クラウドの場合であっても、それが罰則との関連では、おそらく、検察庁が罪刑法定主義の観点で相当難色を示すことは予想されるのですが、何かそのクラウドを全く抜きにして考えると、少なくとも本当に副本のデータが送信されるわけですから、そこに対して委託だったら罰則の適用があるのに、クラウドであれば適用されないという大きな、やっぱり法的なリスクが示されていないですよ。

番号法の中で再委託について検討していることについては、よくできていると思っております。これは、おそらく、堀部政男先生が積極的に行っているので、おそらく、その辺が反映されたのだろうと推測はしますが、でも、やっぱりクラウドサービスについては検討が足りないといえますか。

それについて千葉市として、やっぱり政令指定都市として、かつ、千葉市長がこれだけ番号法を活用してより市民サービスの向上を図るという意思を持っているのであれば、むしろ声を大きくして、先頭を切って、クラウドサービスについてもきちんと対応すべきである、と国に意見を言っても良いのかなと思うのですが。

（多賀谷部会長） 中間サーバーの話のことですか。

（藤谷委員） 中間サーバーも結局ここにかかってきてしまうのですよ。

（多賀谷部会長） 中間サーバーを管理しているのは地方公共団体情報システム機構ですよ。

（多賀谷部会長） そこが要するに罰則の適用を受ける可能性はあるということですか。

（藤谷委員） 管理はしていたとしても、そこは千葉市との間では法的にどういう関係になるのということです。

(多賀谷部会長) 責任はすべて千葉市ということになりますかね。

(藤谷委員) 本当にある意味で無責任体制ですね。

(多賀谷部会長) 基本的には通信事業者の場合の事故と同じ発想だと思います。例えば、以前、世田谷ケーブル火災があり大事故になりましたが、そのときに、NTTは基本的には責任を負わない、つまり、通話料部分についてはNTTは責任を負うが、それ以上の責任を負わないということです。

中間サーバーの件については、委託という関係ではないので、中間サーバーの内容について関与していないということで、通信の場合であれば管路の提供となり、この場合は要するにサーバーを物理的に提供したのであり、その以上については責任を負わないということになるのだと思います。

(藤谷委員) そうですね。

(稲垣委員) 利用契約ということであれば、罰則を適用するのは難しいですね。

(藤谷委員) クラウドというものに対して、法的にどう対応するかが、空白状態なんですよ。法的な対応、法的なリスクを整理せずに、クラウドで全国に利用するというのはいかなるものであるのか、というぐらいの声は、千葉市として上げて良いのではないのでしょうか。

(稲垣委員) 本来、どちらかという、法律で対応すべき問題でしょうね。

(藤谷委員) 本来はそうですね。

(稲垣委員) 法律の罰則規定であれば、検察庁も協議に対応しやすいと思いますが、条例ベースとなると、千葉地検は難色を示すでしょうね。

(久我政策法務課長) 国が作成した番号法の逐条解説では、再委託だけでなく、再委託以降の全ての段階において罰則を適用する旨が記載されておりますが、規定上は、「再委託」としか書いてありません。

また、他都市の状況については、これは横浜市ですが、再委託や派遣労働者など明確な規定の仕方をせず、受託者以外として、「これら以外の者で個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者」という形で、ざっくり規定をしている都市もあります。

(稲垣委員) おもしろい書き方ですね。

(藤谷委員) この規定の仕方で、罰則の適用が認められているのですか。

(久我政策法務課長) はい。

(藤谷委員) 横浜地検の協議で認めているのであれば、千葉地検も認めてもらえるのではないですか。この形で認められるのであれば、それも一つの方法だと思いますよ。

(久我政策法務課長) そうですね。再委託や派遣労働者だけでなく、今後は協働事業など様々な形態で個人情報を取り扱うことも想定されますので、このように規定できれば千葉市としても良いとは思いますが、ただ、この規定で千葉地検の協議がおおるかどうか、という懸念もあります。

(多賀谷部会長) これらは、手引きの中での解釈で運用しているのですか。

(稲垣委員) 条文に規定されていないのですか。

(久我政策法務課長) 条文には、「個人情報に係る受託事務に従事している者若しくは従事していた者又はこれら以外の者で個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者」と規定されています。

この条文の解釈として、手引きには、『「これら以外の者で個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者」とは、再委託、協働事業、人材派遣などにより、実施機関の個人情報を取り扱う事務の従事者をいう。』と記載されています。

(多賀谷部会長) この規定で訴訟になった場合、どのような判例になるのか、興味深い

ですね。

(藤谷委員) 本当、そうですね。

(多賀谷部会長) 技術的に言いますと、クラウドにデータをそのまま生のまま入れるにはリスクがあります。特定個人情報を暗号化してクラウドに乗せて、暗号化して乗せたまま処理をするということをするのが究極のクラウドに対するセキュリティなんですけど、ただ、技術的にはまだできていない状況なんですよね。

(藤谷委員) プラットフォームの中身が見えにくいのですが、もし千葉市の部分については、どこかのデータセンターに千葉市のエリアがあって、そこだけは千葉市がやりとりしているのだとしたら、その使いようは、ただこの中間サーバーのソフトウェアは総務省が開発して配るみたいなことになっていて、暗号化と復号化をきちんと組み込んでいただければ、それは何とか担保できることにはなりますが、そこら辺はどうなっているのですかね。

(多賀谷部会長) 総務省が一括開発した中間サーバー・ソフトウェアの中身は、詳しく分からないのですが、おそらく、その中間サーバー・プラットフォームの各地方公共団体への切り分けはソフト的にやっているだけだと思いますよ。したがって、ハード自体を切り分けて千葉市のものになっているわけではなく、単に積み重ねているだけで、ソフトウェアを取り除くと、どこの自治体のデータが分からなくなる。

ただ、これ副本としてのデータであるので、原本のデータは千葉市にあって、それが情報提供ネットワークシステムを使っているときに副本に送信され、必要がなくなった段階で速やかに消去されるものであるから、仮に、副本であるデータが壊れてしまっても、必ずしも問題ということではないという側面もあるのですが。

しかし、これが流出してしまった場合については、通常は、複数の地方公共団体のデータが同じサーバーの中に切り分けて保存されている特定個人情報を、システムの技術者によって持ち出される、内部の中で、その誘惑に勝てない技術者が出た場合、それはとんでもないことになるということでしょうね。

(藤谷委員) 中間サーバー・プラットフォームを扱う事業者には、おそらく、全ての権限を持っているアドミニストレーター(管理者)は必要ですし、いるはずなんですよね。

(多賀谷部会長) そうですね。かつて、複数の地方公共団体から受託して、それぞれのデータを流用して集め別のものを作っていたという事件があったかと思いますが、それと同じようなことをされない保証はありませんからね、

(藤谷委員) 中間サーバーで取り扱うデータベースの大きさを考えたら、番号法で規定している最長4年の罰則で十分なのかという話ですよ。抑止力ということなんですが、去年行ったあるアンケート調査によれば、SE(システムエンジニア)のうち10人に1人はベネッセの事件の持ち出したようなことを考えたことがあると正直に述べているので、1割のSEが心の中ではそのような考えを持っているということを前提にして、組み立てなければならないでしょうね。

もちろん、対策には千葉市としての権限上の限界、手続上の限界、時間的な限界もあるでしょうけど、少なくとも声を上げて、千葉市民の方に対して、千葉市の第三者点検では、審議会として認識して改善を求めているよと、努力しているという姿勢を示すこと自体は好ましいのでは、と思います。

(稲垣委員) 千葉市で独自に中間サーバーを設置することは、経済的に難しいのですか。

(多賀谷部会長) 国からの補助金のことを鑑みると、難しいでしょうね。また、技術的にそうせざるを得ない部分もあるかと思いますが。

(藤谷委員) そうですね。

(多賀谷部会長) 東京都や千葉市などでは、自分で中間サーバーを設置すると思ってい

たのですが。

(稲垣委員) 地方公共団体が独自に中間サーバーを設置する場合の費用のことを考えると、要するに、難しいということですね。

(多賀谷部会長) セキュリティ的に考えた場合、千葉市単体で中間サーバーを設置した方が安全であるかということ、必ずしも、そうとも限らない。ただ、全国の地方公共団体の特定個人情報がL G W A N (総合行政ネットワーク) を通して、一つのサーバーにまとまってしまうことが気になりますね。

この辺は、難しいところですね。中間サーバー・プラットフォームの話が表面に出てこないというのは気になりますので、一応、何かしら意見を言った方が良いかと思えます。

(久我政策法務課長) そうしますと、先ほどの中間サーバーのリスク分析のことも含めて、中間サーバー・プラットフォームの従事者に関する罰則規定、そちらについて国に投げかけるというようなご意見でしょうか。

(藤谷委員) そうですね。

(多賀谷部会長) 様々な意見や議論がありましたが、保護評価部会から審議会(全体会)へ報告書を出さなければいけないと思うのですが、事務局の方で、原案があれば、ご説明をお願いします。

【事務局の説明】

(久我政策法務課長) 部会長から審議会の会長さん宛てにということで、特定個人情報保護評価部会における審議の結果について、事務局案を作成させていただきました。

まず、1番目の「審議事項」ですが、番号法27条1項に基づく特定個人情報保護評価についてということで、2つのシステム、3つの事務について対象としたということです。

2番目ですが、「調査・審議の内容」ですが、上記システムに関する評価書を確認していただいたということと、部会での意見と、意見に対する主な対応状況は別紙のとおりということで、先ほど資料2の方で見ていただいたものと同内容のものがついております。9番の再委託の所につきましては、検討課題とするということで対応の方を書かせていただいております。

3番目ですが、本日のご意見を踏まえてはおりません。「部会の意見」ということであらかじめ考えていたものですが、「番号法、規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査、審議した結果、特定個人情報保護評価が適切に実施されていると認められる。」

「なお」ということで、再委託の罰則の部分につきまして、「再委託業務の従事者等については、番号法では罰則が適用されるものの条例では適用されないことになっており、条例改正の検討が必要である」ということで、意見をつけさせていただいております。

4点目ですが、審議経過につきましては、第1回、第2回部会の日付を記載させていただいております。

本日いただいたご意見につきまして、この「3 部会の意見」の所に追加をさせていただくような形になるかと思えます。

【意見交換等】

(多賀谷部会長) これまでの議論を踏まえると、引き続き検討を要するというような形の報告書になりますかね。それとも、保護評価部会としてはこれで一応終了して、後は、審議会(全体会)に預けて議論してもらおうということですか。

(稲垣委員) 今のお話だと、どちらかと言えば、このままでは問題があるのでは、という流れの意見ですよ。

(多賀谷部会長) そういう意味で、中間サーバーについては国に説明を求めて、その説明を踏まえてやむを得ないという形で、審議会の議論では、中間サーバーについてのリスクについて疑義があった部分については、半分附帯意見的な感じで書くことになる。本日の議論だけでは、ただ単に「適切である」とは書けないと思います。次の審議会(全体会)は、いつですか。

(久我政策法務課長) 27年2月6日です。

(多賀谷部会長) 2月6日までは、保護評価部会としての報告書を出さないといけないということですよ。そうはいつでも、再度、部会を開催するとうのも時間的にも難しいですよ。

どうですか。原案を私と事務局の方でまとめて、それを他の部会委員に送って、メール審議のような形で2月6日に審議会(全体会)に部会としての報告書を提出する形が現実的かと思いますが、よろしいですか。

(藤谷委員) そうですね。部会での意見と意見に対する対応についてですが、これは第1回部会での議論をベースにして書かれているので、本日の第2回部会の議論を踏まえて書くとしたら、中間サーバーの所では、例えば、「中間サーバーについては、国において所定の点検を行った内容が各自治体に情報提供されており、同様の内容を各事務の保護評価書に記載している」ということが書いてありますが、なお、要するに、国において所定の点検を行った内容については不十分な点が見受けられると、具体的には、リスク分析が不明であるとか、ベネッセの事件に対応したものではない、中間サーバーのプラットフォームを利用することについてはクラウドということになって、その委託・再委託についても番号法の規定すら及ばないなど、これらの点については、国への釈明を求めながら実施するというような流れで書くのも一つの案かと思います。

(多賀谷部会長) 現時点では、「適切に実施されていると認められる」までは書くことは難しい。「一応の措置はされているけれど、なお引き続きこれこれの問題についてリスクが残り、引き続き監視する、注視することが必要である」というようなことを、ある程度そういう条件づけの形で認めるという形ではないでしょうか。

(藤谷委員) そうですね。その点は、書き方を工夫していただいた方が良いですね。

(多賀谷部会長) そのような流れの答申書を出すことになりますね。

(藤谷委員) そうですね。

(久我政策法務課長) 分かりました。事務局で修正案を作成して、提示したいと思えます。

(多賀谷部会長) お願いします。

それでは、原案を私と事務局の方でまとめて、報告書の修正案を後日、皆さんに送付して、そのうえで確定させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

◆ (3) その他

(多賀谷部会長) その他として、事務局から何かございますか。

(久我政策法務課長) 本日の議事録の確定方法でございますが、後日、事務局の方で議事録の案を作成し、あわせて非公開とすべき部分を検討、明示した上で、委員の皆様へお送りしまして、ご意見を頂戴いたしたいと思っております。いただいたご意見をもとに修正案を作成しますので、その確定につきましては部会長さんの方に一任していただく形であればと思っております。

(多賀谷部会長) 私に一任いただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(多賀谷部会長) それでは、そのほか、今後の流れ等お願いします。

(久我政策法務課長) それでは、今後の流れについて確認をさせていただきたいと思います。資料8をご覧くださいと思います。

前回の第1回保護評価部会でご説明させていただいたものと同じでございます。裏面をご覧くださいなのですが、本日、1月8日、第2回部会を開催させていただきました。2月6日金曜日の10時から情報公開・個人情報保護審議会(全体会)を開催する予定でございます。この審議会におきまして、部会長から部会の報告をしていただきたいと思いますっております。その前までに、国への確認、対応をある程度打診をさせていただいて、もし動きがあれば、その都度ご報告はさせていただきたいと思っております。ただ、日程的には、次の審議会までには厳しいとは思っております。

2月6日の審議会(全体会)で答申(案)を審議し、決定をしていただければと思っております。それを受けまして、評価書が確定をしていくということになります。

その後、2月26日から20日の間に、確定した評価書を特定個人情報保護委員会へ提出の上、ホームページ等で市民に公表をさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(多賀谷部会長) これ、答申案は、審議会の会長名で出されるのですか。

(久我政策法務課長) はい。

(多賀谷部会長) これは、あくまでも千葉市に対しての答申ですよ。

(久我政策法務課長) はい、そうです。市長宛ての答申です。

(多賀谷部会長) それで、最終的な評価書は千葉市が出すんですよ。答申も、あくまでも答申で法的拘束力はないわけですから、千葉市の責任としては評価書を出すということですね。

(金森政策法務課課長補佐) はい。千葉市が審議会へ意見を聞くということになっていますので。

(多賀谷部会長) その答申を受けて、評価書をどう書くかについては、最終的には千葉市の責任ということですね。審議会としては、言うべきことは言った方が良く、そういうことですね。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

(多賀谷部会長) 以上をもちまして、第2回特定個人情報保護評価部会を終了いたします。

(久我政策法務課長) 本日は、慎重にご審議いただきましてまことにありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

——了——